

第70回 全国児童養護施設長研究協議会 開催要綱

大会テーマ

児童養護施設の質的強化と地域展開が日本の子どもの養育危機を救う ～戦後70年、すべての子どもと歩む未来へ～

趣旨

戦後、日本の児童養護施設の歩みは、飢えと寒さから目の前の子どもたちを守ることから始まった。昭和22年の日本国憲法施行、翌年の児童福祉法施行、昭和26年の児童憲章制定等を経て、児童養護施設は、日本のすべての子どもの福祉を願うたゆまぬ歩みを続けてきたのである。

一方、日本の養育は今、危機的状況にあるといえる。児童虐待相談対応件数が10万件を超えるなか、虐待死は4日に1人の割合で発生し、DV相談件数が約1万件、刑法犯少年検挙数が1万人超、いじめの認知発生件数が約20万件、不登校の小中学生は約12万人・高校生5万人など、それぞれが子どもたちのおかれた危機的現状を示している。

また、少子化の時代にもかかわらず、児童養護施設では3万人近い子どもたちが暮らし、都市部にあっては入所の待機状態までみられるような状況である。入所児童をみると、その約60%は被虐待児症候群、約30%は何らかの障害を有するなど、多くが複雑な課題を抱え、またそのほとんどには親がいるという子どもたちの現状である。

こうしたなか、今年の5月27日には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。平成6（1994）年に日本が「子どもの権利条約」を批准して以降初めて、我が国の法律に子どもの権利、健やかな養育を受ける権利等が定められた意義は大きい。また、職員配置の改善や小規模ケアの推進が昨年4月から実施され、家庭的養護推進計画、都道府県推進計画も2年目を迎えた。「社会全体で子どもを育む」時代を築くための、新たな道が開かれたのである。児童養護施設は要保護児童の支援はもちろんのこと、家庭支援専門相談員の配置や児童家庭支援センターの設置などを通じ、家族支援・家庭支援にも力を入れるとともに、地域の児童福祉・子育て支援の拠点として、その専門性を発揮・発展させねばならない。

児童虐待や子どもの貧困が社会問題化するなか、私たちは社会の負託に応えるためにも、被措置児童等虐待の根絶はもちろん、大学等への進学促進や、貧困・格差の連鎖を断ち切る環境づくりなど、子どもたちの社会的自立への支援を強化し、「私たち児童養護施設や里親における養育のなかにこそ、家庭養育のモデルがある」と胸を張って主張しうる地点まで歩まねばならない。これまでの歴史において、心身ともに傷ついた子どもたちと一貫して正面から向き合い続けてきた私たち児童養護施設は、多くのノウハウを蓄積してきたと自負している。

今年の全国児童養護施設長研究協議会（東京大会）は、昭和25年の本会設立大会から70回の節目となる記念大会である。サブテーマに「～戦後70年、すべての子どもと歩む未来へ～」とうたっているとおり、今大会を、私たちが改めてすべての子どもたちのために、児童虐待や貧困の対策、家族支援・家庭支援、地域の児童福祉・子育て支援などへ積極的に取り組んでいくことを確認する機会としたい。

本大会は以上の趣旨を踏まえ、7つの研究部会とシンポジウム等を通じて、意思統一を図る場としたい。

主催

厚生労働省
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 児童部会

後援

東京都（予定）

期 日 平成 28 年 **11 月 15 日(火)～17 日(木)**

会 場 **〔全体会・研究部会・意見交換会〕**
京王プラザホテル 〒 160-8330 東京都新宿区西新宿 2-2-1
(TEL.03-3344-0111)

〔絵画展〕
工学院大学（1 階・アトリウム） 〒 163-8677 東京都新宿区西新宿 1-24-2
(TEL.03-3342-1211)

参加対象 ①児童養護施設長および職員、②社会福祉法人等役員、③永年勤続表彰等被表彰者、
④児童福祉関係者

参加人員 900 名

参加費 17,000 円（宿泊費・意見交換会費・昼食費は別途）

日程・プログラム(予定)

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
15日(火)			受付	開会式・ 式典	行政説明	基調報告	記念講演				意見交換会
			絵画展								
16日(水)	第1～7研究部会										
	絵画展										
17日(木)	海外報告	シンポジウム	大会総括	閉会式							
	絵画展										

第1日目 〔11月15日(火) 13:00～17:00〕

11:30	第36回児童文化奨励絵画展オープニングセレモニー	於:工学院大学(1階・アトリウム)
12:00	受付開始	
13:00～14:00	開会式・式典	(厚生労働大臣表彰、全養協会長感謝、児童文化奨励絵画展表彰)
14:15～15:00	行政説明【領域④】	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
15:00～15:45	基調報告【領域②③】	全国児童養護施設協議会会長 藤野興一
16:00～17:00	記念講演【領域③④】	「貧困の連鎖を断つために～子どもの貧困と教育を考える～」 〔講師〕 ジャーナリスト・名城大学教授 池上 彰 氏

～プロフィール～

昭和 25 年、長野県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒業後、NHK に放送記者として入局、社会部記者として勤務。平成 6 年から 11 年間「週刊こどもニュース」編集長兼キャスターとして、難しいニュースを子どもたちにわかりやすく伝えるお父さん役を務める。平成 17 年に NHK を退局、フリージャーナリストに転身し、現在はテレビ、新聞、雑誌、書籍等で幅広く活躍中。

18:45～20:45 意見交換会

第2日目 [11月16日(水) 9:30～17:00]

9:00	受付
9:30	研究部会(第1～第7)【領域は各部会を参照】
17:00	終了

第1研究部会 戦後70年の歴史を振り返る

【領域②④】

70回の記念大会にあたり、児童福祉という言葉すらまだなかった明治時代に始まり、現在まで脈々とつながっているこの社会的養護の営みについて、改めて振り返ってみたい。

- ◎児童福祉全般を俯瞰しながら、これまでの全養協の取り組みなどを知る
- ◎大正時代から「地域で困っている方々のニーズに応えたい」という思いを繋いでいる社会福祉法人(福岡県)の事業展開の足跡を辿る
- ◎戦後の児童相談所を中心とした歴史(岡山県)を学ぶ

これらを通して、子どもを中心とした支援とは何かを探っていきたい。また参加者それぞれが、自施設の創設時の様子や理念を想起することで心新たに、歴史からの気づきと学びをどう今に生かしていくかを考えていきたい。

論 点	①歴史からの気づきと学びを得る ②創設時の理念から現代の支援へとつなぐ ③子どもを中心とした支援とは
助言者	古川 孝順氏 (西九州大学 副学長、全養協 協議員)
座 長	則武 直美 (全養協 研修部長)

第2研究部会 社会的養護の実践が、子どもの養育・育ち直しのモデルになるために

【領域⑤⑥】

地域社会の相互扶助機能・家庭機能の脆弱化が進行するなか、ひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策、児童虐待予防等による児童の健全育成が重要な課題となり、社会的養護への期待が増大している。施設養育における生活単位の家庭的・小規模化に向けた子育て支援体制の構築とともに、子どもの養育・育ち直しへの関わりモデルの提示・発信が求められているのではないか。

養育に求められている愛情、それは「子どもの存在」そのものをまずそのまま受けとめ、適切な観察力と知見とを総合的に活用し、子どもの特性や状態に即応した関わり方を個別に行うことである。(「この子を受けとめて、育むために」の前文より)

本部会では、児童養護施設の主体的な実践課題と自覚し、子どもの養育・育ち直しの実践をどのように社会的説明責任が果たせる実践につなげるのかを研究協議する。

論 点	①生きる力・自立する力を育む関わりについて、その原点を共有する ②自立支援計画の活用・実践課題 (心理士・ソーシャルワーカー・養育担当職員との連携、スーパーバイズ機能の活用) ③親権者との協同による子育て観の構築 ④家庭的な生活環境・居住環境を整える工夫
助言者	村瀬嘉代子氏 (大正大学 名誉教授、全養協 協議員)
座 長	吉田 隆三 (全養協 副会長)

第3 研究部会

人材確保と人材育成 ～育てる人を育てるために～

【領域①】

全養協の調査によると、児童養護施設養育担当職員(児童指導員・保育士)の平均勤続年数は7.7年であり、一人あたりの勤続年数をみても、半数にあたる50.5%が5年未満である。こうした状況下において、全養協では「児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会」を設置し、人材確保とその育成について検討を行っているところである。離職状況の改善を図るうえにおいて、離職に繋がる要因を明らかにし、その要因を低減、消失させるとともに、その要因に拮抗する補償要因を見出し、職員が育つ、育てる組織作りをしていく必要がある。

そこで本研究部会は、職員の定着率の低さが人材育成の妨げとなっているとの観点から、職員の実体験に注目し、人材確保・育成・定着について研究協議する。

論 点

- ①職員の離職要因を探る
- ②職員が育つ・育てる組織づくりを考える
- ③人材育成と研修計画のあり方
- ④人材確保と人材育成の課題

助言者

増沢 高氏 (子どもの虹情報研修センター 研修部長)

座 長

太田 一平 (全養協 児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会 委員長)

第4 研究部会

子どもの権利擁護 ～すべての子どもの最善の利益のためにできること～

【領域③】

今回の改正児童福祉法では、第一条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と加えられ、子どもが保護の対象から権利の主体となる大きな改正となった。子どもたちの最善の利益を先頭に立って守る立場にある児童養護施設には、今後、法改正に対応するべく、制度・施策の整備、そして社会システムの変革を進めていくことが求められていくと考えられる。

児童養護施設の社会的認知も広がるなかで、養育においても子ども自身の成長・発達の可能性を最大限に発揮させ、健全な人格を形成していくことをどのように捉え保障するか、「子どもの人権尊重」を中心に据えることができるかが求められる。

また、自立支援と家族支援における、子どもの権利擁護についての課題も挙げられる。虐待を受け入所する児童が多数となった現在、入所児童と家族の関係における、児童の権利擁護や児童の最善の利益の追求が求められる。

さらに、全養協の「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」では、全都道府県で権利擁護に関する研修を開催し、3年間で全ての職員が受講できるよう呼びかけるなど、虐待根絶に向けた取り組みを継続している。

本部会では、「子どもの最善の利益」「社会全体で育む」という社会的養護の理念を踏まえ、これまでの取り組みの検証と今後の課題について、「子どもの権利擁護」の観点から研究協議する。

論 点

- ①養育における子どもの最善の利益の保障
- ②家族支援と子どもの権利擁護
- ③被措置児童等への虐待の根絶

助言者

横堀 昌子氏 (青山学院女子短期大学 教授、全養協 協議員)

座 長

高橋誠一郎 (全養協 総務部長)

第5研究部会

地域において施設が果たすべき子育て支援と関係機関との連携

【領域⑥⑦】

近年、子どもの養育環境は、虐待事例の急増や深刻化する貧困問題など様々な状況を鑑みると、非常に憂慮すべき状態にあるといわざるを得ない。このようななか、昨年度末には社会福祉法が、また今年度には児童福祉法が立て続けに改正され、子ども家庭福祉の体系再構築がはかられることとなった。

子ども家庭福祉は地域社会のなかで展開される必要があり、そのためにも地域において社会資源と支援拠点が十分に整備されなければならない。こうした方向性のなか、社会福祉法人の地域における公益的取組みが義務づけられ、施設には地域の子育て支援拠点として、他の関係機関と連携して、子ども家庭福祉の支援にあたることが望まれるところとなった。

本部会では、このような認識のもと、以下の論点について研究協議する。

論点	①地域の子育て支援拠点における関係諸機関との連携とケースマネジメント ②児童家庭支援センターに求められる機能と対象地域の規模 ③社会福祉法人の地域における公益的取組み
助言者	宮島 清氏（日本社会事業大学専門職大学院 准教授）
座長	鈴木 寛（全養協 調査研究部長）

第6研究部会

自立支援の現状と今後の課題

～これまで行われてきた支援の現状から、今後の支援のあり方を考える～

【領域⑤】

これまで、社会的養護施設等で育った子どもたちの自立支援はいかにあるべきか、様々な角度から議論が交わされてきた。しかしながら、高校進学が一般的になってきたものの、高校中退や高校卒業後の就労の問題については、離職率が高い傾向にあり、また大学等進学率が少しずつ増加してはいるものの中退率が高い状況にあるなど、自立支援をめぐる課題は依然として多い。

現在、国も自立支援の取組みを強化し始め、自立支援貸付金制度も創設された。子どもの貧困対策も含め金銭的な援助は必要であるが、果たしてこれだけでいいのだろうか。私たち社会的養護関係者は、これまでの支援を振り返るなかから、これからの支援について今一度考えなければならない。

本部会では、子どもたちの将来に大きく関わる自立支援について、更に議論を深める場としたい。

論点	①これまでの支援状況からみた課題 ②国や各都道府県の施策から今後を見据える ③児童養護施設での養育と自立へ向けた支援は、どうあるべきか ④子どもたちの措置年齢をどう考えるか
助言者	高橋 利一氏（(福)至誠学舎立川 顧問、全養協 協議員）
座長	平井 誠敏（全養協 副会長）

第7 研究部会

制度改正を現場の視点から考える

【領域④】

国は「家庭的養護推進計画」のもと、本体施設の高機能化や、施設の形態を小規模化・ユニット化・地域分散化等することを前提に、全養協が長年要望してきた職員定数や民改費改善などの改正を行った。

「家庭的養護推進計画」、「都道府県推進計画」が昨年度スタートし、様々な制度改正や政策の変更が矢継ぎ早に打ち出されるなか、施設現場の実態との間に乖離が生じ、推進計画の基盤となっている「社会的養護の課題と将来像」への認識や、施設、地域間の格差が生じてきており、これらに関する検証も十分とは言い難い。

児童福祉法改正や社会福祉法改正など制度が目まぐるしく変わる昨今において、更に良い方向へ制度を導き、子どもたちの養育の質を高めていくため、現に抱える制度上の課題や、今後の施設のあるべき方向性を協議する場としたい。

論 点	①社会福祉法人制度改革への対応、取組みについて ②児童福祉法改正に伴う児童養護施設等の今後のあり方 ③家庭的養護推進計画、都道府県推進計画の進捗状況と今後の課題 ④職員配置、人材確保・定着、地域支援、自立支援等に関わる施策のあり方
助言者	武藤 素明 (全養協 副会長)
座 長	鍵山 雅夫 (全養協 制度政策部長)

第3日目 [11月17日(木) 9:30～12:30]

9:00	受付
9:30～10:00	第41回資生堂児童福祉海外研修報告【領域④】
10:05～12:05	シンポジウム【領域②④】「日本の子どもの養育危機に果たすべき児童養護施設の役割」
12:10～12:20	大会総括 (大会宣言採択)
12:20～12:30	閉会式

シンポジウム 「日本の子どもの養育危機に果たすべき児童養護施設の役割」

多くの児童養護施設は、戦後数年のうちに戦災孤児の救済施設として開設され、ここに開設70周年を迎えるところである。現在の子どもをめぐる状況は、児童虐待相談対応件数や虐待死に加え、不登校やいじめが増加しており、日本の養育は今、危機的状況にあるといえる。また、少子化の時代にあって児童養護施設は子どもたちであふれ、都市部では待機状態までもがみられる状況である。入所児童の約60%が被虐待児症候群であり、約30%が発達障害等であるなど、その多くが課題を抱える子ども達であり、そのほとんどは親のいる子どもたちである。

私たちが国に求め続けてきた職員配置基準の改善や小規模ケアの推進が昨年4月から実施され、「家庭的養護推進計画」、「都道府県推進計画」も2年目を迎える。「社会全体で子どもを育む」時代を構築する新たな道が開かれたのである。さらに、児童福祉の理念の明確化等を内容とする児童福祉法改正や社会福祉法人改革が行われ、児童養護施設をめぐる状況は、今まさに大きな転換期を迎えている。

わが国において、親による養育の基盤が脆弱化し、児童養護施設や社会的養護に対する国民的関心が高まっている今こそ、さまざまな制度の改善を訴え、社会的養護施設の役割を十分に発揮し、子どもたちの成長と安定を図らなければならない。

こうしたなか、第70回記念大会であるこの機に、各界有識者の方々より発言をいただき、今後の児童養護の現場において、私たちが実践すべき課題などについて、共に考える機会としたい。

【シンポジスト】	村瀬嘉代子氏 (大正大学名誉教授、全養協 協議員) 金井 剛氏 (三重県小児心療センターあすなろ学園 園長) 草間 吉夫氏 (東北福祉大学 特任教授) 武藤 素明 (全養協 副会長)
【コーディネーター】	高橋 利一氏 ((福)至誠学舎立川顧問、全養協 協議員)

【参加申込について】

(1) 申込方法

参加および宿泊・意見交換会等の申込みは、別添「参加・宿泊・弁当・意見交換会等のご案内」をご参照いただき、添付の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、東武トップツアーズ(株)まで、インターネット、FAX、郵送により、**平成28年10月13日(木)まで**にお申込みください。(必着。締切前でも、定員に達し次第、締切らせていただく場合があります。)

(2) 参加券等の送付

参加申込者には、申込受付後10月末頃を目途に、「請求書・大会参加券及び各種利用券」をお届けいたしますので、請求書に記載された振込口座へ、指定期日までに参加費等をお支払いください。また、研修会当日は、参加券や各種利用券を忘れずにお持ちください。

(3) キャンセル

入金後のキャンセルについては、原則として参加費の返金はいたしません。大会資料の送付をもって代えさせていただきます。また、宿泊、意見交換会、昼食のキャンセルについては、別途所定の取消料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

(4) その他

参加に当たり特別な配慮が必要な方は、可能な範囲で対応いたしますので、事前にお申し出ください。

【参加にあたっての留意事項】

(1) 研究部会場

2日目(11/16)の研究部会(分科会)は、それぞれ会場のフロアが異なります。各部会の会場は、大会参加券発送時にお知らせしますので、参加券が届きましたらご確認ください。

(2) 研究部会昼食

2日目(11/16)の研究部会では、昼食時に会場周辺の飲食店が混み合うことが予想されます。参加申込と合わせ、昼食弁当のお申込みをお勧めいたします。

(3) 交通手段

会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の利用

参加申込書に記載された個人情報は、申込受付等委託業者(東武トップツアーズ(株))と全社協・全養協事務局において共同利用いたします。同情報は、参加申込受付、参加管理、参加にあたり希望される宿泊等サービスの提供等、本研究協議会運営に必要な範囲内で使用します。

(2) 参加者名簿の作成

研究協議会参加者間の交流をはかるため、参加申込書に記載された情報をもとに、参加者名簿(都道府県名・所属施設名・参加者氏名・役職名等)を作成し、参加者に配布します。

【参加・宿泊・意見交換会等に関するお申込み、お問合せ先】

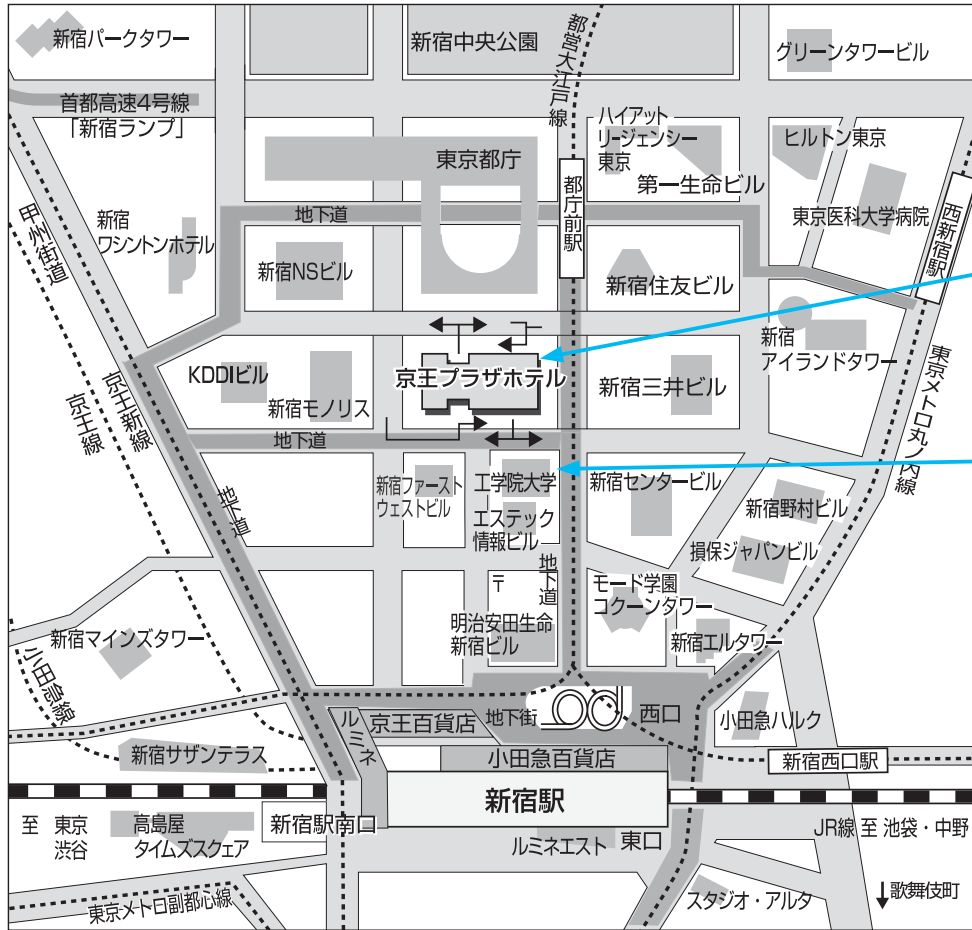
東武トップツアーズ(株)東京国際事業部第2営業部(内田、川見、春田)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル16階
TEL.03-5348-3897 FAX.03-5348-3799
(受付時間 平日9:30～18:30、土日祝休)

【大会運営、内容に関するお問合せ先】

全国児童養護施設協議会 事務局(岡田、針谷)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部内
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509

会場のご案内

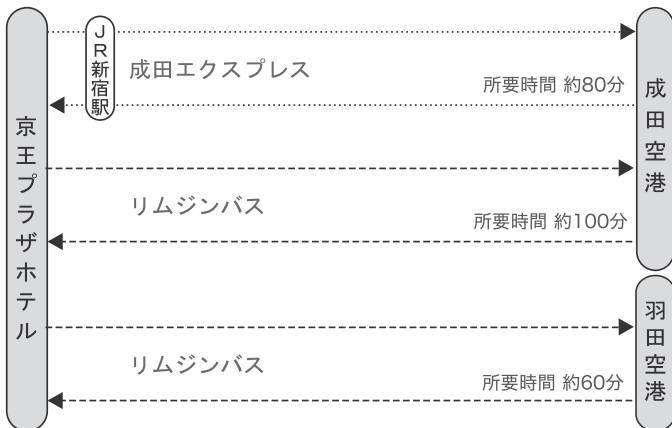
【ホテル周辺地図】



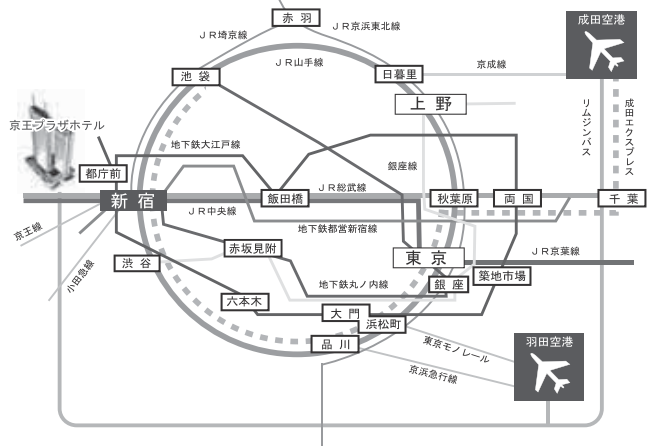
大会会場

絵画展会場

- **新宿駅西口より徒歩**
約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐ5分ほどお進みください。地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- **都営大江戸線都庁前駅より徒歩**
地下道B1出口よりすぐ
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側にホテルがございます。
- **リムジンバス** 成田空港、羽田空港との直通リムジンバスがございます。



【都内簡略路線図】



「児童養護施設の研修体系」における人材育成の領域について

本開催要綱の各プログラムに記載している【領域】の丸数字は、本会が取りまとめた「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」（平成27年2月）のなかにある「人材育成の領域」で示した各領域のいずれにあたるかを示しています。各領域の内容の詳細は、下記をご参照ください。

【領域① 人材育成の基本】

児童養護施設の職員としてその専門性を追求する姿勢、価値観、手立て等の獲得。

- ・自身の職種の役割を理解し、子どもと家族の福利に貢献するために専門性の向上を図り続けること
- ・日々の実践から学び、ケースから学ぶ姿勢を重視すること
- ・SVの意義を理解し、SVを受けること
- ・後進に対してSVを行うこと
- ・人材育成を重視する施設の文化を醸成し、職員の人材育成に貢献すること
- ・人材育成に必要な施設内の体制を整え、その質的向上を図ること
- ・施設外の地域、都道府県、および日本の社会的養護の質的向上に貢献すること
- ・保育、保健、教育、障害福祉など関連する領域での子どもの福祉の向上に貢献すること
- ・地域の子育て支援の質的向上に貢献すること

【領域② 資質と倫理】

児童養護施設の職員として求められる人格的資質を高めていく姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。

- ・自身の健康管理に努めること
- ・基本的な教養と社会性を備え、人格的成長に努めること
- ・健全な暮らしを営める生活者として機能し、子どものモデルとなること
- ・所属する施設の理念を理解し、実践すること
- ・倫理規定を順守し、それに則った行動をとること
- ・地域社会に信頼され、価値ある施設職員として認められること
- ・自らの実践をオープンにし、記録、報告、相談、話し合いができること
- ・個人情報保護に留意し、不当な扱いを禁止すること
- ・緊急対応と事故防止等、緊急時の対応が適切に取れること

【領域③ 子どもの権利擁護】

子どもの最善の利益の保証を基盤として、子どもの権利擁護を推進する姿勢、価値観、手立て等の獲得。

- ・子どもの最善の利益に資する支援を施設内・外で展開すること
- ・多様性を尊重し、差別や偏見から子どもを守ること
- ・虐待、搾取、いじめなど不当な扱いから子どもを守ること
- ・貧困の影響から子どもを守ること
- ・その他、子どもにとって不適切な対応、環境、場面等を把握し、その改善に努めること

【領域④ 知識】

子どもと家族の支援を行うために必要な法制度の知識、心身の発達、臨床的知識、その他児童養護施設の実践に必要な有益な知識や知見の獲得。

- ・社会的養護の基盤となる法制度に関する知識
- ・健全な生活の営みに必要な知識や知見
- ・身体的発育・成長に関する知識
- ・心的な発達に関する知識
- ・子どもに関する社会学的理論や知見
- ・精神疾患に関する知識
- ・不適切な養育環境の影響、外傷体験や喪失体験の影響、愛着の問題、不適応行動や症状など、臨床的理

論や知見

- ・家族に関する理論や知見
- ・里親に関する理論や知見
- ・子どもの自立を支える資源等に関する情報や知見
- ・ライフサイクルや世代間伝達等、生涯を見通した理論や知見
- ・その他、社会的養護に必要な理論、知識、知見

【領域⑤ 子どもの支援技術】

子どもの心身の回復と健全な育ちを支援するために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・子どもの心身の健康管理に努めること
- ・傾聴、共感、肯定的評価など基本的な支援技術を習得すること
- ・愛着形成や信頼関係の構築を援助の基盤とすること
- ・家庭的養育と個別的ケアの意義を理解し、実践の基盤とすること
- ・小規模ケアの利点とリスクを理解し、健康的で良質な小規模ケアを迫及すること
- ・健康的な生活(衣食住等)を営み、その向上に努めること
- ・ケースのアセスメントを行い、その質的向上を図ること
- ・アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、個々の子どもに適した養育の手立てや環境を整えること
- ・カンファレンスの意義を理解し、より適切な援助のあり方を見出していくこと
- ・人生の連続性を補償するための手立てを講じること
- ・子どものニーズに合わせて、科学的根拠のある治療教育的技法を活用すること
- ・子どもの自立に何が必要かを検討し、有益な手立てを提供すること

【領域⑥ チームアプローチと機関協働】

職員チームの一員として、チームアプローチを行う上で必要な姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。および他機関との連携や協働をはかる上で必要な姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。

- ・チームで支援にあたることを理解し、チームの一員として機能すること
- ・職員同士のサポート体制を構築し、互いに支え合う姿勢を磨くこと
- ・情報やアセスメントの共有を密にするとともに、より効果的な共有の手立てを構築すること
- ・小規模ケアによる職員の孤立や抱え込みを防ぐこと
- ・職員のメンタルヘルスについて理解を深めること
- ・多機関協働の意義を理解し、地域の機関の役割を認識して、連携を図ること
- ・子どもの支援に役立つ地域の資源を発掘し、連携を図ること

【領域⑦ 家族支援】

家族支援及び親子関係の修復を支援するために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・保護者対応について基本的な姿勢を身に付け、実践すること
- ・面接や電話相談などの基本を身につけ、その質的向上を図ること
- ・家族のアセスメントを行い、家族支援の基盤とすること
- ・家族の抱えたリスク要因を理解し、必要な機関と連携の上、その解決を図ること
- ・精神疾患等保護者の抱えた課題を理解し、必要な機関と連携の上、その解決を図ること
- ・親子関係の維持に努め、親子の関係調整を図っていくこと
- ・児童相談所等関係機関と適切なアセスメントを行った上で家庭復帰を図ること

【領域⑧ 里親・ファミリーホーム支援】

里親・ファミリーホームへの支援や協働をはかるために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・家庭養護の意義と役割を理解すること
- ・里親制度を理解し、里親養育の推進を図ること
- ・里親とファミリーホームの役割と現状を理解し、協働を図ること
- ・里親と里子との関係構築等、里親を支援すること

詳細は、「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」(児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会報告書)(全養協/平成27年2月)をご参照ください。

※本会ホームページにも掲載しています。